

地域保健福祉委員会

平成30年 3 月 5 日

1 議案審査

(1) 議案第12号 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例

【資料】

2 その他

千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例施行規則骨子

- 1 ゴミ庫（条例第 7 条第 1 項第 3 号）
 - (1) 蓋付きであること。
 - (2) 十分な容量があること。
 - (3) 設置場所は、届出住宅内とする。

- 2 寝具類及び備品類（条例第 8 条第 1 項第 4 号）
 - (1) 布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。
 - (2) シーツ及び布団カバーは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。
 - (3) 食器等の備品類は、清潔なものとし、宿泊者ごとに洗浄し乾燥させること。

- 3 浴室（条例第 8 条第 1 項第 5 号）
 - (1) 浴槽は、宿泊者ごとに清掃すること。
 - (2) 浴槽配管及びシャワーヘッド等は、月に 1 回以上、洗浄し消毒すること。

- 4 受水槽水道（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
 - (1) 遊離残留塩素、色、濁り、臭いの項目を週 1 回以上、行うこと。
 - (2) 共同住宅の場合は、同一建物内の記録でも良いものとする。

- 5 防虫及び防そ対策（条例第 8 条第 1 項第 7 号）
 - (1) 月に 1 回以上目視による点検を行い、随時、駆除すること。
 - (2) トコジラミが発生したときは、直ちに専門業者に駆除依頼すること。
 - (3) 防そ対策の措置は、宿泊者からの聞き取り調査及び月に 1 回以上の点検により生息調査を行い、随時、殺そ剤を使用して駆除することとする。

- 6 清掃等記録（条例第 8 条第 2 項）
様式

- 7 管理者の駆けつけ要件（条例第 10 条第 2 項に定める距離及び時間）
距離及び時間は、800 メートル以内で、かつ、10 分以内とする。

- 8 管理者就業記録（条例第 10 条第 3 項）
様式

- 9 周辺住民等への事前周知（条例第 11 条第 1 項）
 - (1) 周知の方法 説明会の開催又は文書
 - (2) 周知の事項
 - ① 住宅宿泊事業を開始する日
 - ② 住宅宿泊事業者の名称及び連絡先
 - ③ 住宅宿泊事業の事業計画
 - ④ 住宅宿泊管理業務を委託する場合にあっては住宅宿泊管理業者の名称、登録番号、所在地及び連絡先
 - (3) 周知の実施に関する報告

10 届出の際の添付書類（条例第 12 条）

- （1） 管理者常駐場所等通知書

11 標識の掲示場所（条例第 13 条）

- （1） 戸建て住宅 公道に面した門扉等であって、公道に面した壁面
- （2） 集合住宅 集合住宅の入口にあるメールボックス等の室番号付近及び届出住宅の入口の扉付近で共用部の廊下に面した壁面

12 届出住宅の公表（条例第 15 条）

- （1） 届出住宅の住所
- （2） 届出住宅の建物名及び部屋番号
- （3） 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者の連絡先

13 宿泊者の募集時における告知事項（条例第 16 条）

- （1） 届出住宅の間取り及び設備
- （2） 家主居住型の場合にあつては、宿泊客を受け入れる側の人数（住宅宿泊事業者を含む。）及びそれぞれの性別

14 宿泊室に掲示する事項（条例第 19 条）

- （1） 外国人患者の受入れが可能な近隣の病院又は診療所の医療機関の名称、所在地、電話番号、診療科目、診療時間等の情報に関する事項
- （2） 臭気の発生の防止に関する事項
- （3） 喫煙に関する事項
- （4） 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（平成 14 年千代田区条例第 53 号）の規定の順守に関する事項
- （5） 住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
- （6） 条例第 19 条で定める言語は、日本語、英語、中国語及びハングル語とする。

15 苦情等記録（条例第 20 条第 1 項）

様式

16 定期報告の際の提出書類（条例第 21 条第 1 項・条例 21 条第 2 項）

- （1） 定期清掃実施記録
- （2） 管理者就業記録
- （3） 苦情等対応記録

17 違反者の公表事項（条例第 25 条）

- （1） 事業者の名称
- （2） 届出住宅の住所
- （3） 届出住宅の建物名及び部屋番号
- （4） 違反内容